

(公印省略)
令和4年12月22日

川西市議会議長
西山博大様

総務生活常任委員長
岡留美

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和4年12月8日）

1．議案第72号 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターの指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであり、指定管理者を「特定非営利活動法人 市民事務局かわにし及び株式会社ジョイン川西グループ」とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としようとするもの。

質疑の概要

問 今回指定管理者として選定しようとしている団体は、これまで13年間にわたり同施設の指定管理を担ってきた実績があるとともに、今回の指定に係る選定委員会においても1200点満点で975.68点の評価を受けており問題はないと考えているが、指定の期間について、これまで5年としたものを3年に変更しようとする理由を伺いたい。

答 指定の期間については、前回及び前々回は5年としていたところであるが、令和3年度の事業再検証の結果、施設の設置目的を十分に踏まえた上で、貸し館業務については、近隣施設との集約や統合の可能性を検討することとしたため、今回は3年としている。

特記事項

配付資料あり（川西市市民活動センター・川西市男女共同参画センター指定管理者候補法人等評価結果）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2．議案第73号 川西市知明湖キャンプ場の指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであり、指定管理者を「株式会社トリムパーク」とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としようとするもの。

質疑の概要

問 今回、指定管理者の公募を行ったところ、応募したのは1事業者のみであったとの

説明があったが、複数の事業者からの応募により競合することで、より厳正な審査が可能であると考えることから、公募のあり方について市の考えを伺いたい。

答 今回、指定管理者を公募したところ、応募期間中に複数の事業者から相談があったものの、結果的に提出期限までに申請があったのは1事業者のみであった。市としては、応募期間を1カ月半程度設けるなど、事業者にとって十分に検討する時間が確保されているものと考えている。

問 現在の指定管理者を指定した際に指定期間を1年間とした理由として、知明湖キャンプ場及び黒川里山センターを一体的に管理することを視野に入れているとの説明があり、コストの抑制を図ることも期待していたが、今回、各施設に対し別々の事業者を指定管理者の候補とする議案が提出されている理由について伺いたい。

答 指定管理者の公募に当たり、知明湖キャンプ場と黒川里山センターを一体的な管理について事業者に意向を確認したが、施設の性質が異なっており両施設を一体的に管理することは困難であったものと考えている。

答 両施設は近接していることから、両施設の指定管理者と連携した事業展開ができるよう協議していきたい。

問 今回、長年指定管理を担ってきた事業者をかえようとしているが、新たな指定管理者に対して期待することや事業の引き継ぎについて伺いたい。

答 今回選定しようとしている法人については、屋上遊園等を運営している実績があることから、子どもと大人の双方に対して魅力的なサービスを提供するノウハウ等を十分に発揮してもらうことで、キャンプ場の価値を高め、多くの方に来場いただける施設となるような運営を期待している。また、新たに指定管理者となる事業者が、今季に冬のキャンプを実施することになっており、その期間を有効に活用しながら、現指定管理者との引き継ぎを円滑に行えるよう現在調整している。

特記事項

配付資料あり（川西市知明湖キャンプ場指定管理者候補法人等評価結果）

審査結果 原案可決（全員賛成）

3．議案第74号 川西市黒川里山センターの指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市黒川里山センターに係る指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであり、指定管理者を「NPO法人コクレオの森」とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としようとするもの。

質疑の概要

問 黒川里山センターの建設工事は、入札の不調もあり着工が遅れていると説明があったが、センターの開設時期や工事のスケジュールはどうするのか。あわせて、公民館の南棟及び北棟の耐震工事のスケジュールについても伺いたい。

答 黒川里山センターの建設工事については、入札が不調に終わったため再検討しており、改めて入札を行う時期を精査しているところである。現時点においての開設時期は未定であるが、令和6年度に竣工できるよう進めていきたいと考えている。

答 公民館の南棟及び北棟の耐震改修工事については、現在のところ基本設計まで終えている。今後、黒川里山センターの建設工事の進捗も見ながら進めていくこととなり、可能であれば5年度中には実施設計を行っていきたい。

問 黒川公民館の貸し館事業は、これまで無料とされていたものを有料化されると聞いている。この点に関する地域住民への周知について伺いたい。

答 貸し館業務については、令和5年4月から使用料を徴収することとしているが、空調設備が整備されていない現状もあり、対応方針について検討しているところである。

また、地域住民には、黒川里山センターの整備状況や貸し館業務の使用料徴収に関して、自治会を通して周知していく考えである。

特記事項

配付資料あり（川西市黒川里山センター指定管理者候補法人等評価結果）

議案質疑資料あり(1 廃止した公民館機能のうち指定管理者が行う運営業務の内容について ほか)

審査結果 原案可決（全員賛成）

4．議案第75号 川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

本事業契約は、平成26年12月19日に議会の議決を得て締結したもので、今回、本契約に基づき物価変動を判定した結果、当該施設の維持管理費及び運営費の支払い金額を変更する必要性が生じたため、契約金額を変更しようとするものであり、契約金額を30億3313万8640円から435万5261円増額し、30億3749万3901円にしようとするもの。

質疑の概要

問 物価変動に係る指標基準値について、本案の市民体育館が年度平均、議案第76号のキセラ川西プラザが毎年5月の値を用いるなど施設によって異なっており、今後、

指標の統一化を検討する必要があると考えるが、市の見解を伺いたい。

答 P F I 事業を進めていく中で、事業者と景気の状態等を踏まえて考えていく必要があり、指標基準値を一概に設定することは困難である。したがって、状況を見きわめながら対応していくことが必要であると考えている。

答 現行の契約を変更することは困難であると考えているが、今後、新たに P F I 事業契約を締結する場合には、十分に議論しながら対応していきたいと考えている。

特記事項

配付資料あり（参考資料（P F I 事業の契約変更に係る考え方 ほか））

審査結果 原案可決（全員賛成）

5．議案第76号 川西市低炭素型複合施設整備に伴うP F I 事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

本事業契約は、平成27年9月25日に議会の議決を得て締結したもので、今回、本契約に基づき物価変動等によるサービス購入費の見直しを行った結果、キセラ川西プラザの維持管理費、運営費及びS P C管理運営費の支払い金額を変更する必要性が生じたため、契約金額を変更しようとするものであり、契約金額を99億1040万4045円から2056万2392円減額し、98億8984万1653円にしようとするもの。

質疑の概要 なし

特記事項

配付資料あり（参考資料（P F I 事業の契約変更に係る考え方 ほか））

審査結果 原案可決（全員賛成）

6．議案第78号 川西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案の概要

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を定める条例を制定するほか、現行の川西市個人情報保護条例を廃止しようとするもの。

質疑の概要

問 従来市の個人情報保護制度が国の制度へ一元化されることになるため、制度の運用の見直しに向けた検討を市個人情報保護審議会で行われたと思うが、審議等における経過や内容の詳細について伺いたい。

答 審議会では、条例で定めなければならない事項、必要に応じて条例で定める事項、条例で定めることを妨げない事項の3つの観点で審議していただいております、その過程

で、開示請求に係る手数料や開示決定に係る期限等について意見があった。

市としては、開示請求に係る手数料に関して、昨今のデジタル化の推進により市民の個人情報に対する意識が高まっていること等を考慮して無料にすることとし、また、開示決定に係る期限については、法で定められているとおり30日とするものの、これまでと同様に、可能な限り速やかに開示決定を行っていくことを説明したところである。

問 個人情報の開示に係る手数料を今回変更しているが、訂正請求や利用停止請求について、従来の取り扱いから変更はあるのか。

答 訂正請求、利用停止請求については、条例から法に移行しても手続き等について変更はないが、決定等の期限については法の規定に従うことになる。

問 要配慮個人情報については、地域の実情に応じて条例で項目を追加することができるにもかかわらず、本条例では規定されていない点について、市の考えを伺いたい。

答 要配慮個人情報に係る規定については、審議会で議論していただいたところであるが、法の規定に全て包含されていることに加え、仮に規定しても条例で規定する要配慮個人情報に特化した制限規定は設けることができないことから、本条例には規定していない。さらには、新たな課題が生じる都度条例に規定するよりも、法の規定を遵守した運用が重要であると考えている。

問 現行の条例では、個人情報の本人収集の原則や、オンライン結合の禁止規定が設けられているが、制度が法律に移行すると、典型的に審議会に諮問することを要件とする条例は許容されないこととなっており、本市の個人情報保護制度の水準が低下することを危惧していることから、市の見解を伺いたい。

答 個人情報の収集に関しては、本人収集を原則として運用することが、法の的確な運用に資するものと考えている。また、オンライン結合については、現在は電子データで事務を取り扱うことがほとんどであることから、利用目的や必要性を明確にし、利用する個人情報の範囲を必要最小限にするとともに、セキュリティ対策も措置しながら運用していきたいと考えている。

問 この法律が施行されると、個人情報保護に係る実務も変容し、新たな課題等が生じると考えられることから、職員への周知をはじめとする市の対応方針を伺いたい。

答 今年度中にマニュアルの策定や、職員に対する研修の機会を設けるとともに、個人情報ファイル簿についても整理する必要があることから、さまざまな機会を捉えて職員に説明し周知を図っていきたい。

特記事項
配付資料あり（個人情報保護制度見直しの全体像 ほか）
審査結果 原案可決（賛成多数）

7．議案第79号 川西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、個人情報保護審議会の役割が限定されることになったことを受け、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会及び情報公開審査会の審査会及び審議会を統合し、川西市情報公開・個人情報保護審査会を設置するにつき、新たに条例を制定しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 審査会の組織について、第3条で「6人以内で組織する。」と規定されているが、委員数を6人とした根拠や委員の構成について伺いたい。</p> <p>答 今回の法改正によって、本審査会の大きな役割としては、審査請求に対する調査審議であると考えており、現在の個人情報保護審査会及び情報公開審査会の委員5名を基本として、個人情報保護審議会の委員1名の計6名とし、委員の構成については、弁護士や大学の法律関係者等を想定している。</p> <p>問 従前の個人情報保護審議会には、市民委員も構成員となっていたことから、今回の委員を学識経験者のみで構成しようとする理由を伺いたい。</p> <p>答 法律において、専門的な知見に基づく意見を聴取することが特に必要とする場合に限って、審議会に諮問することができることと規定されていることから、市民委員の役割が非常に限定的になると考え学識経験者のみの委員構成となっている。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

8．議案第80号 川西市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い個人情報の開示請求等に係る手数料を無料とする見直しに合わせて、公文書の公開請求に係る手数料も見直すため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

9 . 議案第 8 1 号 川西市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定
について

議案の概要

本案は、地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年引き上げ等に関し必要な事項を定める等のため、条例の一部改正等をしようとするもの。

質疑の概要

問 職員の定年を引き上げることにより、若者の活躍の場が奪われる可能性が懸念されることから、近年の新規職員の採用実績と、今回の改正における今後の新規職員の採用予定への影響について伺いたい。

答 現在も職員の再任用制度があり、希望する場合は 6 5 歳まで勤務できることになっている。制度の変更はあるものの、6 5 歳まで職員が勤務するという状況はかわらないことから、新規職員の採用サイクルに影響はないものと考えている。

なお、職員の採用人数は年度による変動はあるものの、1 0 名から 3 0 名程度となっており、年齢的にばらつきが出ないよう、安定的に採用していきたいと考えている。

問 現在の職員定数管理計画について、今回の定年延長を踏まえて、どのような方向性を持って、いつごろ新たな計画を策定するのか、市の考え方を伺いたい。

答 新たな職員定数管理計画については、今回の定年延長制度だけでなく、育児休業等を取得している職員の状況等も踏まえ、策定方針について内部で検討しているところである。

答 今後、人口減少が進展する中で、現状を維持していくことは困難であると考えており、適正な業務量の把握や業務の I C T 化等を進めた上で、令和 6 年度からスタートする第 6 次総合計画等と整合させながら、適正な職員定数について新たな計画を策定していきたいと考えている。

問 令和 5 年 4 月より、職員の定年が 6 0 歳から段階的に 2 年ごとに 1 歳ずつ引き上がり、令和 1 3 年度からは定年が 6 5 歳となることから、職員人件費への影響額や、これらの影響に対する国の財政措置について伺いたい。

答 令和 6 年 4 月以降に 6 1 歳定年の職員が出現することになり、職員 1 人当たりの給与が平均で年間 9 0 万円程度増額すると見込んでいる。しかし、定年延長を希望しない職員やこれまでと同様に再任用制度を選択する職員もいることが想定されるため、全体としての影響額の試算は困難な状況である。

答 国の制度に沿った人件費の増額であることから、地方交付税制度の中で財政措置がなされるものと考えている。

特記事項 なし

10．議案第85号 令和4年度川西市一般会計補正予算（第6回）

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費。第4款衛生費のうち第2項環境衛生費及び第3項清掃費。第5款労働費。第6款農林業費。第7款商工費。第9款消防費。

第2表 繰越明許費補正

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

質疑の概要

第1表 歳入

質疑なし

同 歳出

第1款 議会費

質疑なし

第2款 総務費

質疑なし

第3款 民生費

質疑なし

第4款 衛生費

質疑なし

第5款 労働費

質疑なし

第6款 農林業費

問 農業振興事業において、鳥獣被害防止のため一庫大路次川河川敷における灌木伐採等業務委託料として448万6000円が追加されていることから、当該業務に

おける実施時期等の詳細について伺いたい。

答 令和4年度に入ってから、西畦野近辺でイノシシの目撃情報や生産組合長からの被害状況の報告等が多数寄せられたため、現場を確認したところ、イノシシが掘り起こした跡などが散見されたところである。当該現場は住宅地に近く、市民の安全を守るという観点から、令和5年2月または3月ごろには伐採業務を実施したいと考えている。

問 農業用施設改良事業の委託料において、令和5年度に防災重点農業用ため池の改修に係る詳細設計業務を行うための予算1000万円を、令和4年度に前倒しして県に要望するために追加しているが、改修の対象となるため池の場所や近隣住民への周知の方法等について伺いたい。

答 今回の改修については、けやき坂の住宅地近くにある皿谷池を対象としている。市においては、工事に係る詳細設計を令和5年に予定しているが、工事については、令和7年度以降に県による実施となるため、工事までの間に県と連携しながら住民への説明会等で周知していきたいと考えている。

第7款 商工費

質疑なし

第9款 消防費

質疑なし

第2表 繰越明許費補正

質疑なし

第3表 債務負担行為補正

質疑なし

第4表 地方債補正

質疑なし

特記事項

議案質疑資料あり(土地売払収入について それぞれの場所、面積、㎡単価などの詳細について)

審査結果 原案可決(賛成多数)